



※いずれの地番も所在は「仙台市若林区六丁の目元町」

【凡 例】	【起点】
 要措置区域  30m格子 (30m×30m)  単位区画 (10m×10m)  調査対象地境界  筆境界	起点は仙台市若林区六丁の目元町 201番28の北端とする。
	<p align="center">【格子の回転角度：0度】</p> 起点を通り東西南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成された格子(単位区画)は、回転させていない。

解除後の要措置区域を示した図面